

相談される方へ

東京大学ハラスメント相談所

1. ハラスメント相談所(以下、当相談所)は、東京大学ハラスメント防止制度のもとに設置された全学的機関であり、どこの部局にも属していません。
2. 当相談所では、ある言動がハラスメントに該当するか否かの判断や認定等はありません。
3. 当相談所規則第10条により、相談員には相談者のプライバシーを守る義務が定められています。したがって、相談があったことや相談の内容は、当相談所の外に出ることはありません。関係者に協力を求める等の対応策を進める際には、必ず相談者の了解を得て行います。ただし、相談者や周囲の人に危険が及ぶ場合などは例外とします。
4. 匿名での相談を希望する場合には相談員に伝えてください。ただし、大学への対応を求める時などには原則として、氏名・所属などの個人情報が必要になります。
5. 初回面談と2回目以降の面談で、担当する相談員が変わる場合もあります。また、担当の相談員を変えたい場合は検討します。
6. 当相談所において、相談継続が困難と判断した場合には、面談を終了することがあります。
7. 当相談所では情報提供を行いますが、特定の情報や機関を相談所が支持していたり、お勧めしたりしているものではありません。相談者の判断で利用してください。
8. 相談者和其他の人のプライバシーを守るために、公開・非公開を問わず、相談したことや相談内容の録音・録画を禁止します。また、当相談所提供の資料等を第三者に無断で提供したり、インターネット上に投稿したりしないでください。
9. 当相談所では、金銭的な内容については対応していません。
10. 「受付シート」に差し支えない範囲で記入をお願いします。相談者より提供された個人情報はその重要性を認識し、本学の規定に従って慎重に管理し、相談業務の遂行、管理、運営のために利用するものとします。
11. 当相談所に提出された文書・資料等は原則として返却はいたしません。また、相談者の都合による複写・破棄要請にも応じられません。当相談所における相談関連文書・資料等の全ては本学文書管理規則に則って適切に管理され、相談者本人の同意なく当該文書・資料等の目的外利用はしません。